

佐賀県告示第225号

建築士法の規定による閲覧に関する規程（平成20年佐賀県告示第426号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（閲覧所の設置） 第2条 名簿等の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、佐賀県<u>県</u> <u>土</u>づくり本部建築住宅課内に置く。</p>	<p>（閲覧所の設置） 第2条 名簿等の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、佐賀県<u>県</u> <u>土整備部</u>建築住宅課内に置く。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。